

平成27年度 共済年金の改定について

～0.9%引き上げの改定が行われます～

平成27年1月31日に総務省から「平成26年平均の全国消費者物価指数」が公表され、平成27年度の年金額は、特例水準の段階的な解消やマクロ経済スライドによる調整と合わせて、基本的には0.9%の引き上げとなります。(改定時期は4月分が支払われる6月支給期となります。)

年金額の改定について

年金額は現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっています。年金額の改定ルールは法律上規定されており、新規裁定年金は名目手取り賃金変動率によって改定し、既裁定年金は購買力を維持する観点から物価変動率により改定することとされています。ただし、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点から、賃金水準の変動よりも物価水準の変動が大きい場合には、既裁定年金も名目手取り賃金変動率で改定される旨が法律に規定されています。

平成27年度の年金額は、年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率(2.3%)よりも物価変動率(2.7%)が高くなるため、名目手取り賃金変動率(2.3%)によって改定されます。さらに平成27年度は、名目手取り賃金変動率にスライド調整率(▲0.9%)が乗じられることになり、平成26年度の本来水準の年金額からの改定率は1.4%となります。

なお、現行の年金額は、本来の年金額より高い水準(特例水準)で支払われているため、平成24年に成立した法律に基づき、特例水準の段階的な解消(▲0.5%)が行われるため、平成26年度の特例水準の年金額からの改定率は、基本的には0.9%となります。

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307